総社市手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和４年９月２８日

総社市長　片　岡　聡　一

総社市規則第２７号

総社市手数料条例施行規則の一部を改正する規則

総社市手数料条例施行規則（平成１７年総社市規則第４３号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には，当該改正部分を当該改正後部分に改め，改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には，当該改正後部分を加える。

改　　正　　後	改　　正　　前
（条例第２条別表第６の１の項（１）の市長が定める書類） 第４条　条例第２条別表第６の１の項（１）の市長が定める書類は，登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書（当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が日本住宅性能表示基準（平成１３年国土交通省告示第１３４６号）別表１の５の５―１断熱等性能等級に係る評価が等級４，等級５，等級６又は等級７（一戸建ての住宅以外の住宅においては等級４又は等級５）であり，かつ，同表の５の５―２一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級５又は等級６であることを証するものに限る。）の写しとする。	（条例第２条別表第６の１の項（１）の市長が定める書類） 第４条　条例第２条別表第６の１の項（１）の市長が定める書類は，登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書（当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が日本住宅性能表示基準（平成１３年国土交通省告示第１３４６号）別表１の５の５―１断熱等性能等級に係る評価が等級４であり，かつ，同表の５の５―２一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級５であることを証するものに限る。）の写しとする。
（条例第２条別表第７の１の項（１）ア及び（２）ア並びに３の項（１）ア及び（２）アの市長が定める書類） 第５条　条例第２条別表第７の１の項（１）ア及び（２）ア並びに３の項（１）ア及び（２）アの市長が定める書類は，登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書（当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が日本住宅性能表示基準別表１の５の５―１断熱等性能等級に係る評価が等級４，等級５，等級６又は等級７（一戸建ての住宅以外の住宅においては等級４又は等級５）であり，かつ，同表の５の５―２一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級５又は等級６であることを証するものに限	（条例第２条別表第７の１の項（１）ア及び（２）ア並びに３の項（１）ア及び（２）アの市長が定める書類） 第５条　条例第２条別表第７の１の項（１）ア及び（２）ア並びに３の項（１）ア及び（２）アの市長が定める書類は，登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書（当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が日本住宅性能表示基準別表１の５の５―１断熱等性能等級に係る評価が等級４であり，かつ，同表の５の５―２一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級５であることを証するものに限る。）の写しとする。

改　　正　　後	改　　正　　前
る。）の写しとする。 （条例第２条別表第７の５の項（１）の市長が定める書類） 第６条　条例第２条別表第７の５の項（１）の市長が定める書類は，次に掲げる書類とする。 (１)及び(２）略 （３）登録住宅性能評価機関が交付する建設住宅性能評価書（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法律第８１号）第６条第３項に規定する建設住宅性能評価書をいう。）（当該申請に係る建築物が日本住宅性能表示基準別表１の５の５―１断熱等性能等級に係る評価が等級４，等級５，等級６又は等級７（一戸建ての住宅以外の住宅においては等級４又は等級５）であり，かつ，同表の５の５―２一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級４，等級５又は等級６（当該建築物のうち非居住部分以外の部分が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成２７年法律第５３号）の施行の際現に存するものにあっては日本住宅性能表示基準別表２―１の５の５―２一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級３，等級４，等級５又は等級６）であることを証するものに限る。）の写し	（条例第２条別表第７の５の項（１）の市長が定める書類） 第６条　条例第２条別表第７の５の項（１）の市長が定める書類は，次に掲げる書類とする。 (１)及び(２）略 （３）登録住宅性能評価機関が交付する建設住宅性能評価書（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法律第８１号）第６条第３項に規定する建設住宅性能評価書をいう。）（当該申請に係る建築物が日本住宅性能表示基準別表１の５の５―１断熱等性能等級に係る評価が等級４であり，かつ，同表の５の５―２一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級４又は等級５（当該建築物のうち非居住部分以外の部分が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成２７年法律第５３号）の施行の際現に存するものにあっては日本住宅性能表示基準別表２―１の５の５―２一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級３，等級４又は等級５）であることを証するものに限る。）の写し

附　則

この規則は，令和４年１０月１日から施行する。